

ケース・ブック

2017-2020

2019 年補遺版

変更および追加の概要

2019年補遺版はケース144、145、146の3つの新しいケースから構成されている。それらは、2018年に
行われた World Sailing の年次総会にて採り上げられたものに基づいている。これら3つの新しいケースは、
Web上のケース・ブックに追加されている。

ケース 144

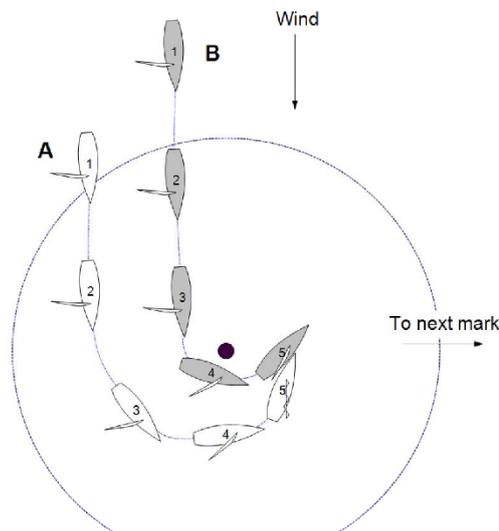
定義 マークルーム

規則 18.2 (b) マークルーム : マークルームを与えること

規則 18.2 (c) マークルーム : マークルームを与えること

規則 21 免罪

マークルームを与える義務は、マークルームを得る資格のある艇がマークを通過し、求められた側で離れるまで続く。定義「マークルーム」は、艇が与える必要のあるスペースを定義し、他艇はそのスペース内を帆走している場合にのみ規則 21 に基づいて免罪される。



【事実】

艇 A と B は、ポート側に見て通過するマークに近づきながら風下へ向けて帆走していた。次のマークへのコースは、アビーム・リーチであった。A は B のクリア・アヘッドでゾーンに到達し、マークを大きく回航した。位置 3 で、B は A とオーバーラップした。位置 4 で、B がマークと並んで A の内側においてマークの周りでラフしたとき、A はマークの 1 艇身以上風下にいた。位置 4 の後、A は急激にラフした。B はすぐに応じたが、位置 5 では避けていることができなかった。両艇は抗議した。

【質問 1】

B は、位置 3 の後も A にマークルームを与え続ける必要があり、かつこの要件を満たしているか？

【回答 1】

満たしている。

B は規則 18.2 (b) に基づき A にマークルームを与える必要がある。これには、A が定められた側でマークを離れるためのルームを含み、それは位置 4 で完了していない。

位置 4 と 5 の間で、B は A にマークの通過を完了するためのルームを与えることを完了し、そして規則 18.2 (c) (2) にしたがって A がプロパー・コースを帆走するためのルームをも与えた。

【質問 2】

どの艇がペナルティーを課され、どの艇が位置 5 で免罪されるか？

【回答 2】

A はペナルティーを課せられ、B は免罪される。

位置 3 の後、A のプロパー・コースはもはやマークへ帆走することではない。したがって、A が得る資格のあるマークループにはもはやマークへ向かって帆走するためのループは含まれておらず、位置 4 と 5 の間で B に避けているためのループを与えることなく A がラフする場合、A は規則 16.1 に違反し、規則 21(a) に基づく免罪はされない。

A がラフする前に、B は避けている。A がラフした場合、B は規則 16.1 により避けているためのループを A から得る資格がある。したがって、B は位置 5 における規則 11 違反に対して、規則 21(a) に基づき免罪される。

位置 5 において B が A を避けていることができたもののマークと接触しただけだとしても、回答は同じであろう。A は規則 16.1 に違反し、B は規則 21(b) に基づいて規則 31 の違反が免罪される。

ケース 145

定義 フィニッシュ

規則 28.2 コースの帆走

規則 28.2 で言及されている艇の糸で、ぴんと張られて書かれているものは、航行可能な水面に限定される。

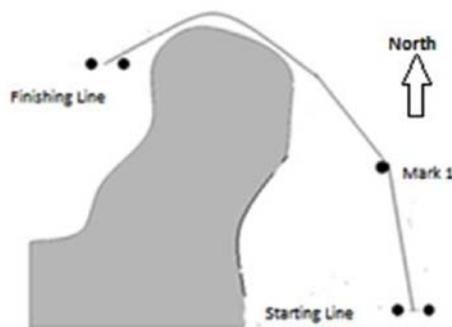
【質問 1】

規則 28.2 で言及されている糸で、ぴんと張られて書かれているものは、航行可能な水面に限定しなければならないか？

【回答 1】

限定しなければならない。規則 28.2 は「艇の航跡を示す糸」に言及している。艇の航跡は地面を通過できないし、航行不可能な水面や禁止区域を通過することもできない。したがって、ぴんと張られた糸を書く場合、糸は完全に航行可能な水域になければならない。例えば、航行不可能な浅瀬や禁止区域、その他の障害物の片側を通過させる、川に沿うなどである。

コース・サイドからフィニッシュ・ラインを通過する場合、およびゲート・マークの間を以前のマークの方向から通過する場合の両方において、定義「フィニッシュ」の要件に対する同様の考慮が適用される。コースは、規則 28.2 の要件に従ったぴんと張った糸で示されるため、上記のように航行可能な水面にあるように制限される。



図は、岬がコースのレグが艇を遮っているときの艇Aのぴんと張った糸を示している。帆走指示書に記載されているコースは、「スタート後、マーク1をポートに見て回航しフィニッシュする」だった。マーク1をポートに見て回航した後、Aは岬を通過するときの喫水と水深を考慮して、できるだけ岬に近づいて帆走した。Aの糸はマーク1に接し、続いて岬の北端の浅い水面の周りの航跡をたどっていた。岬なので、フィニッシュ・ラインの「コース・サイド」はラインの北にあった。したがって、Aがフィニッシュしたと記録されるためには、Aは北から南にラインを横切る必要があった(定義「フィニッシュ」参照)。Aのぴんと張った糸が航行可能な水面にあるように制約されていない場合には、それはマーク1からフィニッシュ・ラインまで岬を横切る直線をたどるだろう。その場合、ラインの「コース・サイド」はフィニッシュ・ラインの南になり、Aはラインを南から北に横断する必要があるだろう。

【質問 2】

干満のある水面において、満潮時または干潮時に航行可能な水面を考慮すべきか？

【回答 2】

どちらもない。特定の場所の水面が航行可能かどうかは、艇がその場所を通過するときの艇の喫水と水深によって決まる。

ケース 146

定義 ルーム

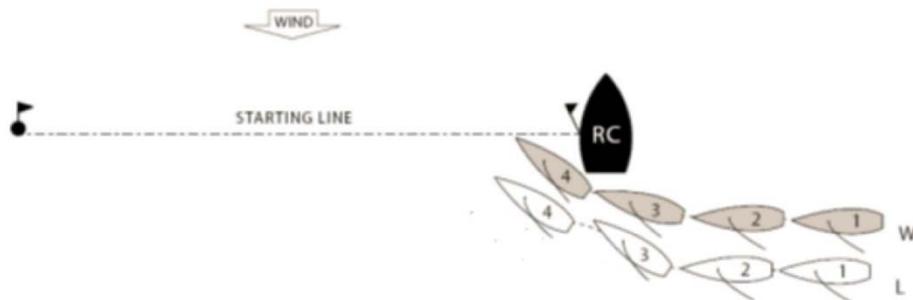
規則 11 同一タックでオーバーラップしている場合

規則 16.1 コース変更

第 2 章 C 節 前文

規則 21 免罪

複数の艇がスタートするためにスタート・マークに近づいていて風下艇がラフした場合、風上艇は、規則 16.1 に基づいて得る資格があるルーム内を帆走中に規則 11 に違反した場合には、規則 21 (a) に基づいて免罪される。



【事実】

L と W の 2 艇が、スタート信号の 10 秒前に、スターボードタックでオーバーラップしてレース委員会の信号艇に近づいていた。W が信号艇の後方を通過したとき、L はラフした。W はわずかにラフしたが、信号艇に衝突することなく L のラフにこれ以上応じることはできなかった。L は接触を回避するためベア・アウェイした。L は抗議した。

プロテスト委員会は、規則 11 に基づき W を失格とし、W は L と信号艇の間を帆走するべきではなく、「割り込んだ」と主張した。W は上告した。

【裁決】

レース委員会の信号艇は、L と W にとってマークであり障害物でもあった(定義「マーク」と「障害物」参照)。ただし、信号艇は航行可能な水面に囲まれており、L と W がスタートするために信号艇に近づいているため、第 2 章 C 節の規則(特に規則 18 と 19)は適用されない。したがって、L は、信号艇を通過するためのルームを W に与える義務は無かった。

位置 1 と 2 では、L は回避行動を取る必要なしにコースを帆走でき、すぐに接触することなくいずれの方向にもコースを変更することができた。そのため、W は規則 11 で要求されているように避けていた(定義「避けている」参照)。

L が位置 3 でラフしたとき、L は規則 16.1 により W に避けているためのルームを与える必要があった。この義務は、艇が信号艇を通過し、スタートしようとしている場合でも適用される。「ルーム」とは、規則 14 を含む第 2 章と規則 31 に基づく L の義務に従いながら、W が L を避けているために必要なル

ームである。ケース 114 参照。

L がラフしたとき、W は、規則 31 に違反する信号艇との接触のリスクのない限りラフした。ベア・アウェイすることにより、L は W に規則 16.1 にしたがって避けているためのルームを与えた。

位置 3 で、L は「回避行動を取る必要なしにコースを帆走」することができなかつたため、W は規則 11 に違反した。しかし、W は、規則 16.1 に基づいて得る資格のあるルーム内を帆走していたため、規則 21(a)に基づいて免罪される。

W の上告は支持され、プロテスト委員会の決定は覆され、W はフィニッシュの順位に戻される。

注:「割り込む」という用語は、セーリング競技規則では使用されていない。この用語は通常、風下艇がコースを維持しており、風上艇が信号艇と風下艇の間を帆走し、風下艇に衝突するか、あるいは接触を回避するために風下艇を強制的にベアさせるかのどちらかの状況を指すために使用される。そのような場合、風上艇は規則 11 に違反し、免責されない。なぜなら風下艇はコースを維持したか、またはベアしたので、規則 16.1 は適用されないためである。